

# 在外 EU 市民の保護に関する指令

国立国会図書館 調査及び立法考査局  
海外立法情報課 田村 祐子

## 【目次】

はじめに

I 背景及び経緯

II 主な論点

III 指令

1 構成

2 主な内容

おわりに

翻訳：第三国において代表者を持たない欧州連合市民の領事保護を促進するための調整及び協力の措置に関する、及び決定 95/553/EC を廃止する 2015 年 4 月 20 日の理事会指令 2015/637

## はじめに

EU 加盟国の国民（以下「EU 市民」）は、EU 運営条約<sup>(1)</sup>（Treaty on the Functioning of the European Union）において「国籍を有する加盟国が代表を置いていない第三国の領域において、いずれかの他の加盟国の国民と同一の条件で、当該他の加盟国の外交上及び領事上の保護を受ける権利」（第 20 条第 2 項第 c 号）を保障されている。相次ぐ自然災害や政治不安等によって、EU 域外の第三国に滞在する EU 市民（以下「在外 EU 市民」）の保護の一層の強化を図る必要性が認識され、既存の条約や決定に残る曖昧さを解消するためのさらなる具体的な法整備の推進が求められた。EU 理事会は、欧州委員会が 2011 年 12 月 14 日に提案した「在外 EU 市民に対する領事保護に関する指令案（COM(2011)881 final）」<sup>(2)</sup>を基に、2015 年 4 月 20 日に新しい指令（Directive 2015/637）<sup>(3)</sup>を採択した。本稿では、第 I 章で在外 EU 市民保護についての背景と経緯、第 II 章でこの指令が採択されるまでに議論された主な論点、第 III 章でこの指令の構成及び主な内容について紹介し、併せて指令の全文を訳出する。

## I 背景及び経緯

---

(1) EU 運営条約は、EU 条約と同一の法的価値を有する EU の基本条約である。1958 年の発効以降、数回の改正を経て 2009 年のリスボン条約の発効により、EU 運営条約と改称され現在の形となった。庄司克宏『新 EU 法基礎編』岩波書店、2013、p.200.; 中西優美子『法学叢書 EU 法』（法学叢書 17）新世社、2012、pp.80. を参照。リスボン条約については後掲注 (14) を参照。

(2) European Commission, “Proposal for a COUNCIL DIRECTIVE on consular protection for citizens of the Union abroad,” COM (2011)881final, 2014.12.14. <<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52011PC0881&qid=1433341567673&from=EN>> 以下、インターネット情報は 2015 年 8 月 31 日現在である。

(3) “COUNCIL DIRECTIVE (EU) 2015/637 of 20 April 2015 on the coordination and cooperation measures to facilitate consular protection for unrepresented citizens of the Union in third countries and repealing Decision 95/553/EC,” *official Journal of the European Union*, L106, 2015.4.24, pp.1-13. <<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32015L0637&qid=1433340835824&from=EN>>

ある国の国民が外国で自然災害や政治不安等に直面した場合、その国家は領事任務<sup>(4)</sup>として自国民を保護する権利を持つ<sup>(5)</sup>。これを国家を超えた EU という枠組みで規定するのが、本稿で扱う「在外 EU 市民保護」である。すなわち、EU 市民は、EU 域外の第三国に滞在中に大使館及び領事館（以下「在外公館」）による保護が必要な状況に陥ったにもかかわらずその第三国に自国の在外公館が無い場合、他の EU 加盟国の在外公館に対して保護を求める権利を持つ。

EU では、この権利を EU 市民権の 1 つと位置付け、法的根拠や具体的な内容を整備してきた。現行の基本法のレベルでは、EU 運営条約第 20 条第 2 項第 c 号（連合市民権）、第 23 条（外交・領事保護）及び EU 基本権憲章（Charter of Fundamental Rights of the European Union）第 46 条（外交上及び領事上の保護）の 3 つの規定がある。① EU 運営条約第 20 条第 2 項は、「[ 欧州 ] 連合市民は、両条約に定められた権利を享有し、かつ、義務を負う。とくに連合市民は、次の権利を有する。」<sup>(6)</sup>（[ ] 内は筆者の補記）とし、その第 c 号において、「国籍を有する加盟国が代表を置いていない第三国の領域において、いずれかの他の加盟国の国民と同一の条件で、当該他の加盟国の外交上及び領事上の保護を受ける権利」を定めている。②同条約第 23 条は、「全ての連合市民は、国籍をもつ加盟国が代表を置いていない第三国の領域において、いずれかの他の加盟国の国民と同一の条件で、当該他の加盟国の外交上又は領事上の保護を受ける。加盟国は、必要な規定を採択し、この保護を確保するために必要な国際交渉を開始する。理事会は、特別立法手続に従いかつ欧州議会と協議した後に、このような保護を容易にするために必要な調整及び協力措置を設定する指令を採択することができる。」<sup>(7)</sup>と定めている。また、③ EU 基本権憲章第 46 条は、「全ての連合市民は、自己が国籍を持つ加盟国が代表を置いていない第三国の領域において、いずれか他の加盟国の国民と同一の条件で、その国の外交又は領事上の保護を受けることができる。」<sup>(8)</sup>と規定する。

一方、基本法を踏まえた派生法のレベルでは、1995 年に「外交上及び領事上の代表による EU 市民保護に関する決定（Decision 95/553/EC）」<sup>(9)</sup>が定められた。この決定は、保護の対象や保護を求めることができる状況等、実際の運用上の大まかな規定を定めたものであった。

自然災害や政治不安等の在外 EU 市民保護が必要な状況が相次ぐ中で、在外 EU 市民保護の一層の強化を図る必要性が改めて認識され、前述の条約や決定に残る曖昧さを解消するためさらなる具体的な法整備の推進が求められるようになった。まず、欧州委員会は、2006 年に在外 EU 市民の権利を強化するために検討すべき事項をまとめた「在外 EU 市民の外交上及び領事上の保護についての緑書（Green Paper）（COM(2006)712 final）」<sup>(10)</sup>を公表し

(4) 領事機関が行う、領事関係に関する任務。横田喜三郎『国際法Ⅱ 新版』（法律学全集 56）有斐閣、1972、p.342を参照。

(5) 1963年に採択された領事関係における最初の一般条約であるウィーン領事関係条約は、第5条（領事任務）において、「(a) 接受国において、国際法の認める範囲内で派遣国及びその国民（自然人であるか法人であるかを問わない。）の利益を保護すること、(d) 派遣国の国民に対し旅券又は渡航文書を発給し及び派遣国への渡航を希望する者に対し査証又は適当な文書を発給すること、(e) 派遣国の国民（自然人であるか法人であるかを問わない。）を援助すること。」と規定している。国際法学会編『国際関係法辞典 第2版』三省堂、2005、p.881；横田 同上。

(6) 奥脇直也・小寺彰編集代表『国際条約集 2014年版』有斐閣、2014、p.64。

(7) 同上

(8) 同上、p.378。

(9) “Decision of the Representatives of the Governments of the Member States meeting within the Council of 19 December 1995 regarding protection for citizens of the European Union by diplomatic and consular representations,” *Official Journal of the European Union*, L314, 1995.12.28, pp.73-76. <<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:41995D0553&qid=1433493323527&from=EN>>

(10) European Commission, “GREEN PAPER Diplomatic and consular protection of Union citizens in third countries,” COM(2006)712final, 2006.11.28. <<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52006DC0712&qid=1446016622933&from=EN>>

た。この緑書によると、全てのEU加盟国の在外公館があるEU域外の第三国はわずか3か国に過ぎず、2004年にスマトラ島沖地震及びインド洋津波が発生した際には、ほとんどの加盟国が被災地に在外公館を置いていなかった<sup>(11)</sup>ことから、在外EU市民保護の強化の必要性が再認識されたと説明されている<sup>(12)</sup>。また、この緑書において、保護の対象をEU市民の家族にまで拡大すること、経費負担の手続を簡素化すること等が検討事項として挙げられている<sup>(13)</sup>。

2009年に発効したリスボン条約<sup>(14)</sup>により、EUの基本条約であるEU条約とEU運営条約が修正され、同時に、2001年にEU独自の基本権憲章として制定されたEU基本権憲章の法的拘束力も強化<sup>(15)</sup>された。この修正の際、欧州共同体設立条約第20条に「理事会は、特別立法手続に従いかつ欧州議会と協議した後に、このような保護を容易にするために必要な調整及び協力措置を設定する指令を採択することができる。」という文言が追記され、前述のEU運営条約第23条となった。これにより、これまでの決定(Decision 95/553/EC)を、加盟国による国内法の制定を必要とする指令として制定するための根拠が整った。

こうした経緯を経て、欧州委員会は2011年12月に、指令案(COM(2011)881 final)を提出した。

## II 主な論点

この指令案の要点は、EU運営条約等では曖昧だった保護の対象等について統一的な規定を設けたこと及び経費についての負担区分を明確にしたことの2点である。EU理事会は、欧州委員会が2011年12月14日に提出した指令案を、欧州議会の意見<sup>(16)</sup>も受けつつ、通常より長い3年以上の審議期間の末、2015年4月20日に新指令を採択した。採択に至るまで、EU理事会において加盟各国からも様々な意見が出された。2つの要点についての欧州議会及びEU理事会における論点は以下のとおりである<sup>(17)</sup>。第1に、前述のEU市民保護に関する決定(Decision 95/553/EC)において、保護の対象についてはEU市民権を持つ者と定められていたものの、領事保護に必要なルールは、当事者である加盟国の各国法又は慣例によっていたため、どの範囲及び状況までを保護の対象とするかについて事案ごとに差異がありEU全体では統一的に規定されていなかった。欧州委員会は、同法案における保護の対象に、EU市民だけでなくEU市民の家族で自身はEU市民でない者も含めるよう提案した。EU市民でない家族を対象とした根拠は、EU運営条約第23条において規定される非差別待遇等の考え方に則り、原則としてEU市民が享受する利益はその家族構成員にも適用されるという解釈に基づく<sup>(18)</sup>。これに対して、EU理事会内でオランダが、家族の定義については加盟国間で差異があるため各国法に基づく定義にすべきとの意見を出

(11) 当時在外公館を持っていたEU加盟国はそれぞれ、タイに17か国、スリランカに6か国、ブルネイに3か国であった。

(12) European Commission, *op.cit.*(10), p.4.

(13) *ibid.*, pp.8-9.

(14) 2009年12月1日発効。従来存在していた3本柱構造(欧州諸共同体、共通外交・安全保障政策、司法・内務協力)を解消して、EUの下に組織を統合し、EUに単一の法人格を付与した。浅田正彦編著『国際法第2版』東信堂、2013, p.172.

(15) EU基本権憲章は、リスボン条約を契機としてその他の第一次法[EU条約、EU運営条約]と同等の価値を持つとされている。入稻福智「EUの基本権保護」『平成法政研究』16巻2号、2012.3, p.27.

(16) European Parliament, “Text adopted by Parliament, 1st reading/single reading,” 2012.10.25. <<http://www.europarl.europa.eu/oeil/popups/summary.do?id=1231012&t=d&l=en>>

(17) 以下の資料を参照した。Council of the European Union, “Proposal for a COUNCIL DIRECTIVE on consular protection for citizens of the Union abroad: Delegations' comment,” 2013.11.12. <<http://register.consilium.europa.eu/doc/srv?l=EN&t=PDF&gc=true&sc=false&f=ST%2015677%202013%20INIT>>

(18) EU運営条約第23条(非差別待遇)、EU基本権憲章第7条(私生活及び家族生活の尊重)及び第24条(子どもの権利)が根拠規定となる。European Commission, *op.cit.*(2), p.6.

し、該当する条項に「各国法又は慣例に基づき」という文言が追記されることとなった。欧州議会からは、難民や国籍を持たない者のうち、普段は加盟国に居住しており加盟国によって発行された渡航文書を持つ者にも範囲を広げる意見も出されたが、この案についてはいずれの加盟国からも賛同を得られなかったため採用されなかった。

第 2 に、欧州委員会は、援助を受けた EU 市民が金銭的負担を負うこととし、その請求は、当該市民が国籍を有する加盟国を通じて行うものと提案した。これに対して、欧州議会は金銭管理を目的とした信託基金（Trust Fund）の設立を提案したが、EU 理事会においてドイツ等が今までの慣例に倣っているとして欧州委員会の提案に賛意を示したため、指令案の条文をおおむね引き継ぐ形で成立した。ただし、ドイツとフランスが 12 か月という返済期限を提示し、さらにフランスは、著しく高額な費用がかかった場合についても当該市民に費用返済を求められるとする案を出し、それらが採用された。

### III 指令

#### 1 構成

この指令の構成は、次のとおりである。

第 1 章：総則及び範囲（第 1 条～第 9 条）、第 2 章：調整及び協力の措置（第 10 条～第 13 条）、第 3 章：金銭上の手続（第 14 条～第 15 条）、第 4 章：最終規定（第 16 条～第 21 条）、附表 1：領事保護の費用を返済する誓約に係る共通書式、附表 2：弁済要請の様式

各章の要点としては、第 1 章は保護の対象及び範囲を定めたこと、第 2 章は EU 代表部の役割が強調されたこと、第 3 章は経費についての手続が明確化されたこと、第 4 章は各国法への置換期日が定められたことが挙げられる。

#### 2 主な内容

##### (1) 定義、対象及び範囲

ある EU 市民が国籍を有する加盟国の在外公館が、域外の第三国において利用可能でないとき、当該市民は「代表者を持たない（unrepresented）」とみなされ、他の EU 加盟国の在外公館へ援助を求めることができる（第 1 条）。対象は、EU 市民及び EU 市民の家族で EU 市民権を持たない者である（第 5 条）。

「代表者を持たない」EU 市民が、他の EU 加盟国の在外公館へ援助を求めることができる状況は、次の 6 つの場合と定める（第 9 条）。

- (a) 逮捕又は拘禁
- (b) 犯罪の被害者になること
- (c) 深刻な事故又は深刻な疾病
- (d) 死亡
- (e) 緊急の場合における [ 身柄の ] 解放及び本国送還
- (f) 決定 96/409/CFSP<sup>(19)</sup> において規定される緊急渡航書類の必要性 [ が高い状況 ]

(19) 加盟国が代表者を持たない第三国において、当該加盟国の市民が旅券を紛失した場合等に、当該加盟国の指定する他の加盟国の領事当局によって発行される書類の書式を定めた 1996 年 6 月 25 日付けの EU 理事会内の加盟国政府代表者の会合における決定を指す。

## (2) EU 代表部<sup>(20)</sup> の役割 (第 11 条)

EU 代表部は、加盟国の大使館及び領事館と緊密に協力し調整しなければならない。具体的には、領事館職員等のための臨時の宿泊設備の提供等の後方支援を行うこととする。EU 代表部は、加盟国の大使館及び領事館並びに各国当局の間での情報交換も促進しなければならない。また、「代表者を持たない」EU 市民が提供を受けられる援助について、特に、合意された実際的な取決めについて、情報を利用できるようにしなければならない。

## (3) 金銭上の手続 (第 14 条及び第 15 条)

援助に特定の費用や手数料がかかった場合、援助を求めた「代表者を持たない」EU 市民は費用を返済する義務を負う。当該市民が返済しなければならない費用は、援助を提供した加盟国が同じ条件のもとで自国民を援助する場合に発生する費用と同額である。援助を提供した加盟国は当該市民が国籍を有する加盟国を通じて、当該市民に対して費用の返済を要求するものとする。援助を提供した加盟国は、「代表者を持たない」EU 市民が逮捕又は拘禁された際、著しく高額だが必須かつ正当な費用がかかった場合にも返済を要求できる。いずれの場合も、返済は 12 か月以内に行わなければならない。

## (4) 各国法への置換 (第 17 条)

加盟国は、2018 年 5 月 1 日までに、この指令を遵守するために必要な法、規則及び行政規定を施行しなければならない。

## おわりに

2015 年に入ってから、4 月のネパールの大地震等、在外 EU 市民保護が必要な事案が起こっており、この指令の制定によって、加盟国及び関係機関が協調及び協力を図り、在外 EU 市民に対して迅速かつ円滑な保護を提供することが期待されている。

(たむら ゆうこ)

---

(20) EU 代表部は、第三国や国際機構において EU を代表する。また EU 上級代表の権限のもとで加盟国の外交使節と緊密に協力して世界各地で活動する。140 の国家・国際機構に EU 代表部や事務所が置かれている。庄司前掲注 (1), p.69.

第三国において代表者を持たない欧州連合市民の領事保護を促進する  
ための調整及び協力の措置に関する、及び決定 95/553/EC を廃止する  
2015 年 4 月 20 日の理事会指令 2015/637

COUNCIL DIRECTIVE (EU) 2015/637 of 20 April 2015 on the coordination and cooperation measures to  
facilitate consular protection for unrepresented citizens of the Union in third countries  
and repealing Decision 95/553/EC

国立国会図書館 調査及び立法考査局  
海外立法情報課 田村 祐子訳

【目次】

- 第 1 章 総則及び範囲（第 1 条～第 9 条）  
第 2 章 調整及び協力の措置（第 10 条～第 13 条）  
第 3 章 金銭上の手続（第 14 条～第 15 条）  
第 4 章 最終規定（第 16 条～第 21 条）  
附表

欧州連合理事会は、欧州連合運営条約 [Treaty on the Functioning of the European Union]、特にその第 23 条に鑑み、…（中略）…この指令を採択した<sup>(1)</sup>。

第 1 章 総則及び範囲

第 1 条 主題

- この指令は、第三国の領域において、ある欧州連合市民<sup>(2)</sup>が加盟国の国民であり、その加盟国が代表者を持たない [unrepresented] 場合<sup>(3)</sup>、[他の]いずれかの加盟国の外交及び領事当局から、当該 [他の]加盟国の国民と同一の条件で保護を享受するという、欧州連合運営条約第 20 条第 2 項第 c 号に規定する欧州連合市民の権利<sup>(4)</sup>の行使を促進するために必要な調整及び協力の措置を、当該権利の実行に貢献する欧州連合代表部の役割も考慮した上で定めるものである。
- この指令は、加盟国及び第三国との領事関係<sup>(5)</sup>に影響を及ぼさない。

第 2 条 一般原則

- 加盟国の大使館又は領事館は、自国民に提供する場合と同一の条件で、代表者を持たない市民に領事保護 [consular protection]<sup>(6)</sup>を提供しなければならない。

(1) この翻訳は、COUNCIL DIRECTIVE (EU) 2015/637 of 20 April 2015 on the coordination and cooperation measures to facilitate consular protection for unrepresented citizens of the Union in third countries and repealing Decision 95/553/EC を訳出したものである。注は全て訳者によるものであり、訳文中の [ ] 内の語句は、原語も含め、訳者による補記である。この翻訳における「理事会」又は「欧州連合理事会」は、全て EU 理事会（Council of the European Union）を指す。欧州連合運営条約第 23 条は、欧州連合市民（EU 市民）に対する外交・領事保護について規定している。領事保護については後掲注 (6) を参照。

(2) 原語は ‘citizen(s) of the Union’ である。

(3) 自国の在外公館が無い場合等を指す。

(4) EU 市民が、代表者を持たない第三国において、他の加盟国の国民と同一の条件で、当該他の加盟国の外交・領事保護を受ける権利。

(5) 領事機関の設置や領事官の交換の際に派遣国・接受国双方の同意に基づいて構築される関係を指す。筒井若水編集代表『国際法辞典』有斐閣、1998、p.341 を参照。

(6) 他国に滞在する自国民を支援したり、その利益を増進させるために本国が取り得る国際法上の措置（例えば、旅券やビザを発行したり、企業の活動を支援すること）。入稻福智「外交的保護・領事保護 2. 保護の目的・内容」『EU 法講義ノート』(<<http://eu-info.jp/r/dip2.html>>) 以下、インターネット情報は 2015 年 8 月 31 日現在である。これらの行為は、領事任務の一部としてウィーン領事関係条約第 5 条 (a)、(d) 及び (e) に規定されている。横田喜三郎『国際法Ⅱ 新版』（法律学全集 56）有斐閣、1972、p.342。

2. 加盟国は、欧州連合運営条約第 23 条に基づき、名誉領事<sup>(7)</sup>が提供する領事保護にこの指令を適用すべきであることを決定できるものとする。加盟国は、代表者を持たない市民に、そのような決定について、及び一定の場合において名誉領事が保護を提供するときはその権限の及ぶ範囲について、適切に通知することを確保しなければならない。

### 第 3 条 [代表者を持たない市民が] 国籍を有する加盟国による領事保護

代表者を持たない市民が国籍を有する加盟国は、当該国籍を有する加盟国が各国法又は慣例に基づき領事保護を提供するために、当該市民が領事保護を要求又は受理した[他の]加盟国に対して、当該市民の申請又は事案を彼又は彼女自身が国籍を有する加盟国へと回付することを要請できるものとする。要請を受けた加盟国は、国籍を有する加盟国が当該市民に対して領事保護を提供していることを確認し次第、速やかにその事案を放棄しなければならない。

### 第 4 条 第三国における代表者を持たない市民

この指令の目的のため、「代表者を持たない市民」とは、第 6 条に規定するように、ある第三国において代表者を持たない加盟国の国籍を持つ全ての市民を意味するものとする。

### 第 5 条 第三国における代表者を持たない市民の家族構成員

第三国において代表者を持たない市民に同行する、自分自身は欧州連合市民でない家族構成員に対しては、各国法又は慣例に基づき、援助を提供する加盟国の市民の家族構成員で自分自身は欧州連合市民でない者に対して提供する場合と同一の範囲及び同一の条件の領事保護を提供しなければならない。

### 第 6 条 代表者の不在

この指令の目的のため、ある加盟国が第三国に、恒久的関係に基づいて設立された大使館又は領事館を有せず、又は一定の場合において領事保護を提供する効果的な位置にある大使館、領事館又は名誉領事を有しない場合に、当該加盟国は、その第三国において代表者を持たない[と定義する]。

### 第 7 条 領事保護へのアクセス及びその他の取決め

1. 代表者を持たない市民には、いずれかの加盟国の大使館又は領事館からの保護を要求する権利を与えなければならない。
2. 第 2 条を侵害することなしに、ある加盟国は、恒久的関係に基づいて他の 1 つの加盟国を代表できるものとし、かつ加盟国の大使館又は領事館は、必要であるとみなされる場合にはいつでも、代表者を持たない市民に対して領事保護を提供するための責任の共有について実質的な取決めを結ぶことができる。加盟国は、欧州委員会及び欧州対外行動庁 [European External Action Service]<sup>(8)</sup> に対して、そのような取決めを通知しなければならない。加盟国は、代表者を持たない市民に対して透明性を確保するために当該取決めを公表しなければならない。
3. 実質的な取決めが第 2 項に規定するように結ばれた場合において、代表者を持たない市民から領事保護を要求され、かつ特定の適当な取決めによって権限があると指定

(7) 通常、接受国に居住する者の中から任命され、領事任務の遂行を委嘱された領事を指す。筒井編集代表 前掲注 (5), p.343.

(8) EU の対外行動の中心となる機関で、EU 外務・安全保障政策上級代表 (いわゆる EU 外相) の指揮の下で活動する。加藤浩「EU における欧州国境監視システムの創設」『外国の立法』No.262, 2014.12, p.42. ([http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_8841949\\_po\\_02620003.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8841949_po_02620003.pdf?contentNo=1))

されていない大使館又は領事館は、当該市民からの申請を関係する大使館又は領事館に回付することを確保しなければならないが、それは、特に事態の緊急性が要請を受けた大使館又は領事館による即時の行動を必要とし領事保護がその回付によって危うくなるということが無い限りにおいてである。

## 第 8 条 身分証明

1. 領事保護を要求する申請者は、自らの旅券又は身分証明書を提示することによって、自らが欧州連合市民であることを立証しなければならない。
2. 欧州連合市民が有効な旅券又は身分証明書を提示できない場合、必要ならば申請者が国民であると主張する加盟国の外交又は領事当局への確認を含む、その他の全ての手段によって国籍を証明することができる。
3. 第 5 条に掲げる家族構成員に関して、家族関係の身元及び存在については、援助を提供する加盟国による、第 1 項に掲げる市民が国籍を有する加盟国の外交又は領事当局への確認を含む、全ての手段によって証明することができる。

## 第 9 条 援助 [ が必要とされる状況 ] の類型

第 2 条に掲げる領事保護は、特に次の各号に掲げる状況における援助を含むことができる。

- (a) 逮捕又は拘禁
- (b) 犯罪の被害者になること
- (c) 深刻な事故又は深刻な疾病
- (d) 死亡
- (e) 緊急の場合における [ 身柄の ] 解放及び本国送還
- (f) 決定 96/409/CFSP<sup>(9)</sup> において規定される緊急渡航書類の必要性 [ が高い状況 ]

## 第 2 章 調整及び協力の措置

### 第 10 条 一般規定

1. 加盟国の外交及び領事当局は、第 2 条に基づき、代表者を持たない市民の保護を確保するために、相互に及び欧州連合と、緊密に協力し、及び調整しなければならない。
2. ある加盟国が、代表者を持たない市民であると主張する者から領事保護の要請を受理する場合、又は代表者を持たない市民が第 9 条に列挙するような個人的な危機的状況にあるという通知を受ける場合、当該加盟国は、その者が国民であると主張する加盟国の外務省に、又は適切ならば、その者が国民であると主張する加盟国の権限のある大使館又は領事館に、遅滞なく意見を聴取しなければならず、かつ、その者が国民であると主張する加盟国に対して、当該の者の身元に関する事、領事保護の見込み費用及び [ 当該の者のみならず ] 領事保護を提供する必要があると考えることができる全ての家族構成員に関する事を含む、使用可能な全ての関連情報を提供しなければならない。この意見の聴取は、極めて緊急性が高い場合を除いては、援助を提供す

(9) 加盟国が代表者を持たない第三国において、当該加盟国の市民が旅券を紛失した場合等に、当該加盟国の指定する他の加盟国の領事当局によって発行される書類の書式を定めた 1996 年 6 月 25 日付けの EU 理事会内の加盟国政府代表者の会合における決定を指す。なお、原文では、ここに原注 (1) を付し、1996 年 7 月 6 日刊行の欧州連合官報 L168 号の p.4 以降に掲載されたこの決定 (Decision 96/409/CFSP of the Representatives of the Governments of the Member States, meeting within the Council of 25 June 1996 on the establishment of an emergency travel document) を示している。

る前に行わなければならない。援助を提供する加盟国は、当該市民と当該市民が国籍を有する加盟国の当局の間の情報の交換も促進しなければならない。

3. 市民が国籍を有する加盟国は、要請を受けた場合、援助を提供する加盟国の外務省又は権限のある大使館若しくは領事館に、関係する事案における全ての関連情報を提供しなければならない。当該加盟国は、家族構成員若しくはその他の関連する者又は当局に全ての必要な連絡を取ることにしても責任を持たなければならない。
4. 加盟国は、欧州対外行動庁に対して、欧州対外行動庁の安全なインターネットサイトを通じ、[各国]外務省の関連する連絡窓口について通知しなければならない。

#### 第 11 条 欧州連合代表部の役割

欧州連合代表部は、地域及び危機に係る協力及び調整に貢献するために、特に、領事館職員及び介入チームのための臨時の宿泊設備等の事務所の設備及び組織の用に供する施設を含む、利用可能な後方支援を提供することによって、加盟国の大使館及び領事館と緊密に協力し、及び調整しなければならない。欧州連合代表部及び欧州対外行動庁本部は、加盟国の大使館及び領事館並びに、適切な場合には、各国当局の間での情報交換も促進しなければならない。欧州連合代表部はまた、代表者を持たない市民が[提供の]権利を与えられ得る援助について、特に、適用可能な場合には、合意された実質的な取決めについて、一般的な情報を利用可能にしなければならない。

#### 第 12 条 各国間における協力

各国間における協力に係る会合は、代表者を持たない市民に関連する問題についての定期的な情報交換を含めなければならない。加盟国は、その会合において、必要な場合にはいつでも、関係する第三国において代表者を持たない市民を効果的に保護することを確保するために、第 7 条に掲げる実質的な取決めについて合意を形成しなければならない。[会合の]議長は、加盟国が別の方法で同意している場合を除いては、加盟国の代表者でなければならず、欧州連合代表部と緊密に協力するものとする。

#### 第 13 条 危機に対する準備及び協力

1. 不測の事態に備える各国間の計画は、代表者を持たない市民を考慮に入れなければならない。第三国において代表者を持つ加盟国は、代表者を持たない市民を危機の発生に際して十分に援助することを確保するために、第三国において代表者を持つ加盟国の間で、及び欧州連合代表部と共に不測の事態に備える計画を調整しなければならない。権限のある大使館又は領事館は、危機に対する準備の取決めについて適切に通知を受けなければならない。かつ適切な場合にはその取決めに関与しなければならない。
2. 危機の発生に際して、欧州連合及び加盟国は、代表者を持たない市民に対して効果的な援助を確保するために、緊密に協力しなければならない。欧州連合及び加盟国は、可能な場合には、避難の際に利用可能な対応能力について適時に通知し合わなければならない。欧州連合及び加盟国の要請に基づき、加盟国は、特に代表者を持たない加盟国からの領事専門家を含む、欧州連合レベルの既存の介入チームによる支援を受けることができる。
3. 主導国 [The Lead State] 又は援助を調整する加盟国<sup>(10)</sup> は、代表者を持たない市民に提

(10) 主導国とは、第三国での危機的状況において、EU 市民に保護を提供し加盟国の行動を調整する際に、主導権を持つ加盟国を指す。主導国は、必ずしも全ての第三国に置かれるものではなく、主導国不在の第三国ではいずれかの加盟国が主導国に準じて援助を調整する権限を持つ。“European Union guidelines on the implementation of the consular Lead State concept (2008/C 317/06),” *Official Journal of the European Union*, C317, 2008.12.12, pp.6-8. ([http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52008XG1212\(01\)&from=EN](http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52008XG1212(01)&from=EN)) を参照。

供する全ての支援を、他の関係する加盟国、欧州連合代表部及び欧州対外行動庁本部による支援と調整することに責任を持たなければならない。[他の]加盟国は、主導国又は援助を調整する加盟国に対して、現在危機的状況にある当該[他の]加盟国の代表者を持たない市民についての全ての関連情報を提供しなければならない。

4. 主導国又は代表者を持たない市民のために援助を調整する加盟国は、適切な場合には、欧州対外行動庁の危機管理体制及び欧州連合市民保護メカニズム<sup>(11)</sup>等の機関からの支援を要求することができる。

### 第 3 章 金銭上の手続

#### 第 14 条 一般規定

1. 代表者を持たない市民は、[自分自身が]国籍を有する加盟国に対して、附表 1 に規定する標準様式を用いて、援助を提供する加盟国の国民と同一の条件において領事保護に係る費用を返済する義務を負わなければならない。代表者を持たない市民には、援助を提供する加盟国の国民が同一の条件の下で負わなければならない費用のみ、返済する義務を負うことを要求するものとする。
2. 援助を提供する加盟国は、附表 2 に規定する標準様式を用いて、代表者を持たない市民が国籍を有する加盟国に対して、第 1 項に掲げる費用の弁済を請求することができる。代表者を持たない市民が国籍を有する加盟国は、12 月を超えない合理的な期間内にそれらの費用を弁済しなければならない。代表者を持たない市民が国籍を有する加盟国は、当該代表者を持たない市民に対してその費用を弁済するよう請求できるものとする。
3. 逮捕又は拘禁という場合において代表者を持たない市民に対して提供される領事保護が、外交又は領事当局にとって、移動、宿泊、又は通訳に関わる、著しく高額だが必須かつ正当な費用を伴う場合、援助を提供する加盟国は、代表者を持たない市民が国籍を有する加盟国に対してその費用の弁済を要求できるものとし、当該[代表者を持たない市民が]国籍を有する加盟国は、12 月を超えない合理的な期間内にその費用を弁済しなければならない。

#### 第 15 条 危機的状況における[弁済を]促進する手続

1. 危機的状況において、援助を提供する加盟国は、代表者を持たない市民に対して提供する全ての支援に係る費用の弁済を求める要請を、代表者を持たない市民が国籍を有する加盟国の外務省に対して、提出しなければならない。援助を提供する加盟国は、たとえ代表者を持たない市民が第 14 条第 1 項に基づいて返済するという誓約[書]に署名しなかった場合でも、そのような弁済を要求できるものとする。これは、代表者を持たない市民が国籍を有する加盟国が、各国の規定に基づいて当該代表者を持たない市民からの返済を求めることを妨げるものではない。
2. 援助を提供する加盟国は、代表者を持たない市民が国籍を有する加盟国に対して、実際に負担した費用の全額を援助した市民の数に応じて分割するという、比例配分の原則に基づいて、その費用を弁済するよう請求できるものとする。

(11) 域内・域外で起こる自然災害、テロ、原子力災害等の重大な事態及びその事態が切迫している状態における市民保護のため、参加国間の協力を促進することを目的とし、2001 年 10 月の理事会決定 (2001/792/EC, Euratom) により設置された。

3. 援助を提供する加盟国が、欧州連合市民保護メカニズムからの援助として金銭的な支援を受けた場合、代表者を持たない市民が国籍を有する加盟国からの全ての分担金は、欧州連合の分担金の控除後に確定しなければならない。

## 第4章 最終規定

### 第16条 より有利な取扱い

加盟国は、この指令の規定と両立可能である限り、この指令の規定よりも〔代表者を持たない市民に〕より有利な規定を導入し、又は保持できるものとする。

### 第17条 〔国内法への〕置換

1. 加盟国は、2018年5月1日までに、この指令を遵守するために必要な法、規則及び行政規定を施行しなければならない。  
加盟国は、それらの規定を採択する場合、この指令への言及を含めなければならない、又は加盟国での公的刊行物の発行の際にそのような言及を伴わなければならない。加盟国は、その言及を行う方法を確定しなければならない。
2. 加盟国は、この指令の適用を受ける分野において採択する、国内法の主要な規定の条文を欧州委員会に伝達しなければならない。

### 第18条 廃止

決定 95/553/EC<sup>(12)</sup> を廃止し、〔当該廃止は〕2018年5月1日に発効する。

### 第19条 報告、評価及び再検討

1. 加盟国は、この指令の実行及び適用に関わる全ての関連情報を欧州委員会に提供しなければならない。欧州委員会は、提供された情報に基づいて、欧州議会及び理事会に対して、この指令の実行及び適用に係る報告書を2021年5月1日までに提出しなければならない。
2. 欧州委員会は、第1項に掲げる報告書において、この指令の運用方法を評価し、及び欧州連合市民の領事保護に係る権利の行使を一層促進する目的にこの指令を適合させるために、適切な場合には改正を含む、追加的措置の必要性を検討しなければならない。

### 第20条 施行

この指令は、『欧州連合官報』におけるその公布日<sup>(13)</sup>の後20日目から施行するものとする。

### 第21条 発出先

この指令は、加盟国に向けて発出する。

2015年4月20日、ルクセンブルクにて

理事会議長 F. モゲリーニ

---

(12) 外交及び領事代表者による欧州連合市民の保護に関する1995年12月19日付けのEU理事会内の加盟国政府代表者の会合における決定を指す。“DECISION OF THE REPRESENTATIVES OF THE GOVERNMENTS OF THE MEMBER STATES MEETING WITHIN THE COUNCIL of 19 December 1995 regarding protection for citizens of the European Union by diplomatic and consular representations(95/553/EC),” *Official Journal of the European Communities*, L314, 1995.12.18, pp.73-76.

(13) 公布は、2015年4月24日である。

### 附表 1

#### A. 金銭上の援助を受けた場合における領事保護の費用を返済する誓約に係る共通書式

##### 領事保護の費用を返済する誓約

##### (金銭上の援助) — (指令 (EU) 2015/637 第 14 条第 1 項)

私、(活字体の大文字で姓名) \_\_\_\_\_ (氏 / 女史) は、  
\_\_\_\_\_ において発行された番号 \_\_\_\_\_ の旅券保持者で  
あり、\_\_\_\_\_ の目的のための前渡しと  
して、(全ての適用可能な料金を含む) 総額 \_\_\_\_\_ を \_\_\_\_\_  
にある \_\_\_\_\_ 大使館 / 領事館から受け取ったことを、この文書によって認め、  
及び / 又は、[私自身が] 国籍を有する [欧州連合] 加盟国の国内法に基づき、【当該国籍  
を有する加盟国である】<sup>(14)</sup> \_\_\_\_\_ の外務省 / 政府の請求に応じて、その総額  
と等価の金額を、又は私に同行する私の家族構成員が負担した費用を含む私の口座に支払  
われ、若しくは私に前渡しされた全ての費用と等価の金額を、前渡しが行われ、又は費用  
が支払われたその日の一般的な為替レートで (通貨) \_\_\_\_\_ によって返済する  
義務を負い、及び [その返済を] 誓約する。

私の住所 (\*) は、(活字体の大文字で) (国 [名]) \_\_\_\_\_  
: \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_ である。

日付 \_\_\_\_\_ 署名 \_\_\_\_\_

(\*) 定まった住所に住んでいない場合は、連絡先を示してください。

#### B. 本国送還の場合における領事保護の費用を返済する誓約に係る共通書式

##### 領事保護の費用を返済する誓約

##### (本国送還) — (指令 (EU) 2015/637 第 14 条第 1 項)

私、(活字体の大文字で姓名) \_\_\_\_\_ (氏 / 女史) は、  
(国 [名]) \_\_\_\_\_ の (都市 [名]) \_\_\_\_\_ において、(日付) \_\_\_\_\_ に生まれ、  
([日付]) \_\_\_\_\_ に \_\_\_\_\_ において発行された番号 \_\_\_\_\_ の旅券保持  
者並びに番号 \_\_\_\_\_ の身分証明書保持者、並びに [\_\_番の] 社会保障番号及び (適  
用可能な場合 / 関連する場合) 適格な証明書 \_\_\_\_\_ の保持者であり、私自身及び私  
に同行する私の家族構成員の \_\_\_\_\_ への本国送還の目的のために又は本国送還に  
関連して、\_\_\_\_\_ にある \_\_\_\_\_ 政府の領事官によって私の口座に支払われ、  
又は私に前渡しされた全ての費用と等価の金額を、[当該政府の属する欧州連合] 加盟国  
の国内法に基づき、[当該] \_\_\_\_\_ 政府の請求に応じて返済すること、及び本  
国送還に関する全ての適切な領事業務上の料金を支払うことへの義務をこの文書によって  
負う。

これら [の費用と料金] は [以下のとおり] である :

(i) (\*) 運賃

(14) 【】は、原文では []。

生計費

雑費

[ 以上について ] 私が負担した分は除く

領事業務上の料金として :

本国送還の料金

同行に係る料金

旅券 [ 発行 ] / 緊急対応に係る料金

(1 時間につき…[ の金額 ] で…[ 合計 ] …時間分…)

(ii)(\*) 私自身及び私に同行する私の家族構成員の本国送還を目的とし、又は本国送還に関連する、私の口座の全ての総額で、返済するという制約に私が署名した当時には確定できなかったもの。

私の住所(\*\*) は、(活字体の大文字で) (国 [ 名 ]) \_\_\_\_\_

: \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ である。

日付 \_\_\_\_\_ 署名 \_\_\_\_\_

(\*) 適切に削除すること : 領事官及び申請者は削除ごとに余白に名前の頭文字を記すものとする。

(\*\*) 定まった住所に住んでいない場合は、連絡先を示してください。

## 附表 2

### 弁済の要請の様式

#### 弁済の要請 (指令 (EU)2015/637 第 14 条第 2 項及び第 3 項)

1. 要請を行う [ 欧州連合 ] 加盟国の大使館又は領事館
2. 援助した市民が国籍を有する加盟国の権限のある大使館若しくは領事館又は外務省
3. 出来事の確認 (日付、場所)
4. 援助した市民の情報 (別途添付する)

姓名	出生地 及び生年月日	渡航文書名 及び番号	提供した 援助の種類	費用
----	---------------	---------------	---------------	----

5. 総費用
6. 弁済のための銀行口座
7. 添付書類 : 返済に係る誓約 (適用可能な場合)

(たむら ゆうこ)